

# 意見書

2011年10月29日

川口市長 岡村 幸四郎 様  
(写し)  
川口市選挙管理委員会事務局 様

川口市民オンブズマン  
代表 村松幹雄

## 選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。  
さて川口市民オンブズマンは、標記の件について2011年10月3日附で市長に公開質問状を提出致しましたところ、お忙しいにも拘らず早期に回答を戴き感謝致しております。

この度、貴回答を川口市民オンブズマンの会議において検討し以下の結論を得ましたので意見書に取り纏め提出申し上げます。

### 1、貴回答に対する川口市民オンブズマンの意見（以下「意見」という）

#### -1、公開質問状、質問1、の貴回答に対する意見

地方財政法 第四条（予算の執行等）の定めに対し「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。との質問に答えず「条例による公費負担限度の範囲内で適正に支出しております」とあるのみで、地方財政法 第四条（予算の執行等）に関する貴回答が示されていません。さらに貴文意に「・・・範囲内で適正に支出・・・」とありますが、当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ない部分を「・・・範囲内で適正に支出・・・」と曖昧に表現していると推測されます。

公金の支出に関する法の解釈に関すること、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

#### -2、公開質問状、質問2、の貴回答に対する意見

「今後、近隣市や全国の同程度の人口を有する他の都市の事例を調査・検討してまいります」の貴回答を評価いたします。

御高承のとおり鶴ヶ島市（掲示場×1倍）を始め掲示場×1.2倍が16市ありますので今回実施予定、11月6日の川口市議会議員増員選挙結果を見て、条例を改正されるよう希望いたします。

#### -3、公開質問状、質問3（質問①、質問②）の貴回答に対する意見

「掲示板に使用しなかった残余のポスターについて」

##### 質問①

市長が立候補者として掲示場数603箇所に対し1,200枚を作成し、603箇所に貼付後の残余598枚についての質問であります。603箇所に貼付後に破損するな

どした際に数枚を使用したとしても相当数の残余があった筈です。このポスターは選挙ポスターとして法的に管理され、他には使用できません。

上記の状況下にある残余のポスターを「くず紙」として廃棄されたのでしょうか？  
公金より作成されたポスターの処理を「・・・適正に処理を致しました」では説明になっていません。

公金の支出に関する法の解釈を無視し、事実を明らかにしない回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

## 質問②

選挙期間中に掲示版に貼り出される用途のみとして作成され、公費負担された選挙ポスターの処分方法について、その適正処分方法を具体的に問うた質問になっています。市長自身も含む各立候補者の独自判断ではなく、公費負担で作成された物品の管理・廃棄の適正方法をお伺いしましたが、全く不誠実な回答であり、当会としては納得致しておりません。

市長は日頃の活動におかれては明快な発言で市民の支持を得ておられます。また過日開催されたボランティア見本市では会場を回られ市民と親しく会話を交わされるなどの庶民性を持つ市長と市民が認めています。

しかし今回の貴回答は「公費負担により作成したポスター」の取扱いなどについて御自身が問題のある取扱いを認めておられる事実があった？ または他の候補者に対する影響を考慮された？などにより、日頃の明快な御発言に反する結果となったのではないかと思量致しております。この貴回答は世俗的に言えば「やはり何かあるのだ？」との良からぬ推量を生じさせ、公金の支出に関する不信感を持たせるに十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

川口市民オンブズマンはその活動を通じて市政が無駄なく行われるよう願っているものであります。この事では市長と同様であると存じます。

選挙に関する公費負担は各地で不適切が指摘されるなど致しております。

今後は条例改正を含み適正な扱いがなされるよう強く希望いたします。

以上

川口市民オンブズマン  
代表 村松幹雄

〒333-0821  
川口市東内野 56-33  
電話：048-295-0580